

## 令和7年度 第1回 五所川原警察署協議会議事録

### 1 開催日時

令和7年6月27日(金) 午後1時30分から午後2時55分

### 2 開催場所

五所川原警察署 3階 講堂

### 3 出席者

- 協議会委員 8人  
木村重孔会長、松野麗子委員、鈴木潤委員、下山佳委員、五十嵐弘委員、奥瀬和子委員、平山京子委員、太田康成委員
- 警察署 10人  
署長、副署長、警務課長、会計課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長、警備課長、事務局1人(警務課員)

### 4 開催内容

- (1) 開会のことば
- (2) 警察署幹部及び協議会委員の自己紹介
- (3) 役員を選出
  - ア 会長互選
  - イ 副会長指名
- (4) 会長挨拶
- (5) 署長挨拶
- (6) 議事
  - ア 管内情勢
  - イ 活動状況
  - ウ 意見・要望

(7) 五所川原警察署の「管内」とは、具体的にはどちらになりますか？

[回答] 五所川原市、鶴田町、中泊町の1市2町となります。

(イ) 警察が発表する児童虐待の認知件数は、児童相談所に直接申告されたものも含まれますか？

また、ネグレクトや心理的虐待も警察で認知できるものなのですか？

[回答] 児童相談所に直接申告されたものについては、警察が発表する児童虐待の認知件数には含まれていません。あくまでも警察が認知した数字となります。

ネグレクトや心理的虐待を単独で認知するというよりは、例えば、夫婦ゲンカの現場に臨場した際に児童に対するネグレクトや心理的虐待等も併せて認知するケースが多いです。

(ウ) 自転車の乗り方、違反、罰則等についての対策は何か考えていますか？

[回答] 現時点では、各種交通安全講話や交通安全教室の場において、自転車の違反も取り締まり対象になることを積極的に広報し、違反のない自転車の安全な乗り方を指導、広報していきたいと考えております。

他にも、交番・駐在所の広報紙、FMごしょがわらのラジオ広報等、各種広報媒体を通じて皆様に広報したいと考えております。

(エ) 昨年6月の協議会でも質問した内容です。

2026年度より施行される予定の道交法施行令の改正案について、その後の進捗状況等についてお聞かせ下さい

[回答] 生活道路の法定速度30キロメートルに該当する道路については、以前から示されている一定の要件のとおり

- 高速自動車国道や自動車専用道路ではない道路
  - 道路標識や道路標示によって道路に中央線が設けられていない道路
  - 道路に中央分離帯など工作物によって往復通行が分離されていない道路
- となります。

分かりにくいかもしれませんが、平場の道路で

- 中央線がない道路
- 中央分離帯がない道路

は

「全て法定時速30キロメートル道路になる」

と認識していただいて結構です。

警察署としては、

- 法定速度30キロメートルの最高速度が実態と合わない道路
- 道路構造による分離の有無について一見して判断することが容易ではない道路

を把握し、該当する道路には速度標識を設置する作業を考えています。

そして住民の皆様へ

- 法定速度の引き下げに関する広報

を実施するとともに、今後も住民の皆様に分かりやすい、交通量に見合った適正な交通規制を行ってまいります。

(オ) 特殊詐欺と思われる不審電話について

意見や要望ではありませんが、先日、詐欺電話と思われる不審な電話がありました。電話番号の頭に+（プラス）が付いている電話番号でカンボジアからの電話でした。なお、特に被害はありませんでした。

ニュースで見ると遠くの存在に感じますが、実際にありましたので皆さんも注意して下さい。

もしも皆さんにもそのようなことがあれば、すぐに五所川原警察署に連絡してください。

(6) 閉会のことば

【 開催状況 】

